

# 医療関係者の皆様へお願い ～特別養子縁組制度について～

## 【思いがけない妊娠に戸惑い、悩む妊婦さんにお伝えください。】

思いがけない妊娠など、出産後の養育に不安がある妊婦さんが来院された場合、心身の状況(妊娠、出産についての葛藤)に配慮しつつ、下記の情報をお伝えください。

- ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、妊娠に悩む方が相談できる窓口があります。
- ② どうしても子どもを育てられない場合、「特別養子縁組制度」があります。
- ③ 養子縁組に関することなど児童相談所への相談は、匿名でも行えます。

⇒ 児童相談所の全国共通ダイヤルは『189(イチハヤク)』※裏面参照

### ① 妊娠や子育てに関する保健師等による相談窓口

#### ○ 「子育て世代包括支援センター」

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行っております。

お住まいの市町村役場にご連絡ください。

(注) 全国1,741市区町村のうち、296市区町村で実施されています。(平成28年4月1日現在)

#### ○ 「女性健康支援センター」

「女性健康支援センター」では、保健師等による妊娠に悩む方に対する相談等、女性のライフステージに応じた相談支援を行っております。

全国女性健康支援センター 一覧  で検索してください。

### ② 「特別養子縁組制度」について

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、養親(育ての親)との新たな親子関係を始める制度です。

- 「特別養子縁組」は、**養親(育ての親)となる方による請求に対し、家庭裁判所が決定を与えることで成立**します。
- 「特別養子縁組」の成立には養子となるお子さんの父母(実父母)の同意がなければなりません。ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となるお子さんの利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要となることがあります。
- 「特別養子縁組」が成立すると、**お子さんと実父母との法的な親族関係が終了し、新たに養親との親族関係が生じます。**

< 「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の違い >

	普通養子縁組	特別養子縁組
縁組の成立	養親と養子の同意により成立	養親の請求に対し家庭裁判所の決定により成立
要件	○養親：成年に達した者 ○養子：尊属又は養親より年長でない者	○養親：原則25歳以上(夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可)配偶者がある者(夫婦双方とも養親) ○養子：原則、6歳に達していない者
実父母との親族関係	実父母との親族関係は終了しない	実父母との法的な親族関係が終了する
監護期間	特段の設定はない	6月以上の監護期間(注)を考慮して縁組 (注)「監護期間」とは、愛着形成に向けて、子どもと同居して生活する期間を言います。
戸籍の表記	実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載	実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男(長女)」等と記載

### ③ 児童相談所のご照会

#### ○児童相談所

児童相談所全国共通ダイヤル『189（イチハヤク）』でお住まいの地域の児童相談所につながります。

児童相談所では、養子縁組に関する相談のほか、子育ての悩み相談など幅広く対応しています。

※連絡は匿名で行うことが可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

### 参 考

国としては、昨年成立した以下の法律を着実に実施していくことにより、養子縁組の利用推進を図るとともに、特定妊婦等への支援の強化を図るためのモデル事業を実施することとしています。

#### 平成28年改正児童福祉法における「家庭と同様の環境における養育の推進」について

- 社会的養護が必要な子どもが、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要です。このため、平成28年の児童福祉法改正により、国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として、「家庭と同様の環境における養育の推進」等を明確化しました。
  - 具体的には、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定するときは、
    - ・ まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者の支援を行い、
    - ・ 家庭における養育が適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じ、
    - ・ これらの措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講じることとしました。
- ※ 特に就学前の児童については、通知等において、原則、「家庭における養育環境と同様の養育環境」での措置を講じることとしました。

#### 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」について

- 近年、民間の養子縁組あっせん事業者による養子縁組の成立件数は増加しており、その事業運営の透明化や適正化がますます重要になっています。このため、議員立法として「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が、平成28年12月9日に成立しました。

#### 「産前・産後母子支援事業」（モデル事業）について

- 平成29年度から、特定妊婦等への支援の強化を図るため、産科医療機関や母子生活支援施設等にコーディネーターを配置し、特定妊婦や思いがけない妊娠により出産後の育児に不安を抱える妊婦に対する支援について、都道府県等への補助事業としてモデル的に実施しています。

### 統計データ

- 虐待死事例 （注）平成26年度に厚生労働省が把握した虐待死事例（心中以外）

#### 虐待死事例（44人）のうち、

- 0歳児が61.4%（27人）と最も高い割合を占める。

（0歳児死亡事例（27人）のうち、月齢0か月児が55.6%（15人））

- また、54.5%（24人）の子どもの実母が「予期せぬ妊娠（望まない妊娠/計画していない妊娠）」だった。

- 特別養子縁組の成立件数

（出典）司法統計年報

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
325	374	339	474	513	542